

下船後の療養補償のご案内

■「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、乗船中（原則として船舶内）にはじめて発生した職務外の病気やケガで医療機関を受診する際、船員保険療養補償証明書を医療機関・調剤薬局・全国健康保険協会船員保険部に提出することにより、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3か月目の日の属する月の末日までの間に限り、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。

■ 次のようなケースでご利用いただけます！

- ◆ 乗船中に風邪を引いて受診する場合
- ◆ 乗船勤務中に急激な腹痛があり、急性虫垂炎と診断された場合
- ◆ 航海中に目がかゆくなり、結膜炎と診断された場合
- ◆ 船内浴室で入浴中に転んで負傷した場合 等

■ 次の場合は「下船後の療養補償」の対象外です！ (一部負担金のお支払いが必要になります)

- ◆ 乗船前にすでに発症していた傷病を下船後に治療する場合
- ◆ 乗船前から医療機関で治療していた傷病を下船後に治療する場合
- ◆ 自宅などの船舶外で発生した傷病を治療する場合
- ◆ 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合
- ◆ 歯科での治療（1年以上継続して乗船中に発症した場合を除く）を行う場合
- ◆ 職務上の傷病の治療を行う場合（管轄の労働基準監督署へご相談ください。)

下船後の療養補償を利用される場合は、「船員保険療養補償証明書[※]」を医療機関・調剤薬局、船員保険部へそれぞれご提出ください。

船員保険部に対し療養補償証明書のご提出がない場合や、船員保険部での審査の結果、下船後三月の療養補償の対象とは認められなかった場合は、被保険者様に対し、医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上または75歳以上の場合は医療費の全額）を返還いただくことがあります。

次ページのフローチャートをご参照いただき、適正な使用にご協力ください。

※証明書をご提出される場合は、船員保険部までご連絡ください。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！



【下船後の療養補償】フローチャート

療養補償証明書は、「乗船中（原則として船舶内）に、はじめて発生した職務外の傷病(病気やケガ)」が対象です。

療養補償証明書をご提出いただく前に、下記のフローチャートを必ずご確認ください。

乗船中に発生したものでか？

いいえ



療養補償証明書の対象外

はい



お仕事が原因で発生した傷病ですか？

はい



療養補償証明書の対象外
(※1)

(※1) 職務上の傷病は、労働者災害補償保険法(労災)の対象となります。管轄の労働基準監督署にご相談ください。

いいえ



船に乗る前から医療機関で治療を
続けている傷病ですか？

はい



療養補償証明書の対象外

いいえ



虫歯や歯周病の治療ですか？

はい



長期間（1年以上）操業・航海している船舶
（遠洋マグロ漁船等）に乗る長期乗船者ですか？

いいえ



療養補償証明書の対象(※2)

はい



いいえ

療養補償証明書の対象外

(※2) 「下船後三月満了年月日」経過後の受診には自己負担（一部負担金）が発生します。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

